

結婚促進事業企画・運営等業務委託仕様書

第1 業務名

結婚促進事業企画・運営等業務委託

第2 業務の目的

本業務は、結婚を希望される独身者を対象とし、結婚へとつながる出会いの場の創出に向けたお見合いイベント及び結婚活動に関心等のある独身者への自己研鑽に資するスキルアップセミナー（以下「セミナー」という。）を開催し、結婚に対する機運の醸成を図ることを目的とする。

第3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第4 業務の内容

受託者は、次に掲げるとおり、お見合いイベント及びセミナー（以下「各イベント」という。）を企画し開催すること。なお、各イベントの詳細な実施方法等については、随時県と協議の上決定すること。

1 共通事項

（1）業務実施計画

- ・受託者は、本業務の受託後速やかに、本業務の全体に係る業務実施計画を作成し県の承認を得ること。
- ・県の承認を得た業務実施計画について、相当程度の計画の変更（日程の変更を含む。）が生じた場合は、当該計画の変更が県に起因するものであるか、受託者に起因するものであるかに関わらず、受託者は業務実施計画を修正し、県の承認を得るものとする。

（2）業務実施体制

- ・受託者は、本業務の進捗管理を行う者及び県その他の関係者との連絡調整を行う者を1名ずつ配置すること。
- ・受託者は、本業務の受託後速やかに、業務実施体制及び危機管理体制を明らかにした書面を県に提出し、承認を得ること。なお、当該書面には、連絡体制、危機管理事案発生時の対応等の情報を併せて記載するものとする。

(3) 広報活動

ア チラシの作成・配布

- ・お見合いイベント及びセミナーのそれぞれについて、原則として、下表の仕様で、参加者募集用のチラシを作成し、配布すること。

サイズ	A4判
印刷面	両面印刷
色数	表面：4色刷り
	裏面：1色刷り
用紙	コート紙 A判 90kg

- ・配布先については、各市町村及び各市町村結婚相談所のほか、参加者の募集に効果的と思われる配布先を、作成部数・配布部数と併せて提案し、配布すること。
- ・チラシのデザイン及び本イベントのキャッチコピーについては、本イベントを魅力的に伝えることができる内容を提案し、県と協議の上、決定すること。
- ・チラシについては、完成し次第県に100部納品し、併せて、電子データをPDF形式で提出すること。

イ 結婚活動イベント情報ウェブへの情報掲載

結婚活動イベント情報ウェブ（URL：<https://konsapogifu.com/>）に本イベントを掲載すること。

ウ その他

SNSをはじめとして、参加者の募集に効果的な広報手法を提案し、実施すること。

(4) 開催準備

ア 各イベントの実施に関すること

- ・イベント毎に実施計画書及び運営マニュアルを県へ提出し承認を得ること。
- ・各種資機材、備品、消耗品その他の各イベントの開催に要する物品については、受託者において適切に手配すること。なお、当該物品で案内表示、会場装飾等に使用するもの、その他のデザイン性のあるものについては、当該物品の仕様について、事前に県の承認を得ること。
- ・会場となる施設等の管理者と、会場の利用方法の詳細について協議すること。

イ 参加者に関すること

- ・参加申込を受け付け、参加者を管理できる体制を整えること。なお、参加者情報については、一覧表にして随時更新し、県が要求したときは速やかに提供すること。

- ・お見合いイベントにおいては、マッチング率の向上に有益な参加者に対する働きかけを実施すること。

(5) 設営、運営及び撤収

ア 設営

- ・設営に当たっては、会場となる施設等の管理者との協議内容を遵守すること。
また、人的・物的安全管理を徹底すること。
- ・来場者の誘導、関係者以外の進入防止等のため、自立式看板を設置すること。

イ 運営

- ・来場者の確認及び誘導を行い、並びに関係者以外の会場への進入を防ぐため、受付を設置し、誘導等を担当するスタッフを配置すること。
- ・各イベントを円滑に進行させるため、進行及び運営の全体を管理する者を1名以上配置すること。

ウ 撤収

- ・各イベント終了後、速やかに、会場となった施設等の管理者及び県の指示に従い、イベント開催のために搬入した物品を搬出すること。
- ・会場となった施設等の管理者の指示に従い、必要な清掃作業を行うこと。

(6) 事後対応及び報告

- ・各イベントの開催毎に、参加者の満足度等を把握するなど、今後のイベントにつなげることを目的としたアンケート調査を行うこと。なお、アンケート調査の内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・各イベントの開催毎に、参加申込数、参加者数、アンケート調査の結果、実績に関する数値を取りまとめ、速やかに県へ提出すること。なお、お見合いイベントについては、マッチング成立数も併せて報告すること。
- ・お見合いイベントの参加者に対するマッチング後の状況確認やその他のフォローアップ調査に向けた手法を提案すること。なお、当該調査の実施時期及び内容については、県と協議の上、決定すること。

2 お見合いイベントの開催要件

(1) 開催回数、日時及び場所

- ・開催回数は合計5回とし、県内各地域で1回ずつ行うこと。なお、県内市町村の地域区分は、下表のとおりである。

地域区分	市町村名
岐阜地域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町
西濃地域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町及び池田町
中濃地域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町
東濃地域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市
飛騨地域	高山市、飛騨市、下呂市及び白川村

- ・開催日時は、原則として、令和7年8月から令和8年2月までの期間の土曜日、日曜日又は祝日の日中とする。
- ・開催場所は、参加者の交通の便を考慮して選定すること。

(2) 参加者

- ・参加者要件は、「県内在住又は在勤で結婚を希望する独身者」とする。
なお、おみサポ会員は、県内在住又は在勤の要件の対象から除く。
(おみサポ会員とは、岐阜県が運営する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を利用したお見合いサポート事業に登録している会員を指す。)
- ・各回の参加者数は、原則として、男女各10人程度を想定すること。

(3) 参加費

- ・無料とすること。

(4) 企画内容

ア お見合いイベント

- ・各参加者について、本イベントに参加したすべての異性と1対1で話す機会を設け、イベント終了時にマッチング※を行うこと。
※マッチングとは、参加者全員に気になった相手を選んでもらい、双方の希望が一致した場合、該当する方に連絡先を伝えること。
- ・上記のほか、マッチング率の向上に有益と思われる企画があれば提案し、実施すること。

イ アトラクション

- ・集客及びマッチング率の向上を目的として、参加者同士が共通の体験を通じて親交を深めることができるアトラクションをお見合い会と併催すること。

3 セミナーの開催要件

(1) 開催日時、場所及び回数

- ・開催日時は、原則として、令和7年8月から令和8年2月までの期間の土曜日、日曜日又は祝日の日中とする。
- ・回数は2回以上実施すること。男女別に各1コマ実施し、併せて1回とする。開催場所1か所につき1回以上実施すること。開催場所については、参加者が集まり事業効果の高い場所を2か所以上選定すること。なお、飛驒地域（2（1）の地域区分）を含めること。

(2) 参加者

- ・参加者要件は、「県内在住又は在勤で結婚を希望する独身者」とする。
なお、おみサポ会員は、県内在住又は在勤の要件の対象から除く。
（おみサポ会員とは、岐阜県が運営する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を利用したお見合いサポート事業に登録している会員を指す。）

(3) 参加費

- ・無料とすること。

(4) 企画内容

- ・結婚を希望する、また、結婚活動に関心のある独身者等を対象として、自己を見つめ直し、結婚活動に必要な知識、情報等を習得することができるセミナーを対面形式で開催すること。
- ・1コマの定員は、25名程度とする。
- ・セミナー参加者がお見合いイベントへの参加を希望する場合は、優先的に参加できるよう配慮すること。

第5 提出書類

1 委託業務開始時の提出書類

- ・業務実施計画
- ・業務実施体制及び危機管理体制を明らかにした書面

2 委託業務実施中の提出書類

- ・各イベントのチラシ（現物及び電子データ。なお、完成次第速やかに提出すること。）
- ・各イベントの実施計画書及び運営マニュアル
- ・各イベントの開催実績報告書
- ・各イベントの参加者に対するフォローアップ結果に関する報告書

3 委託業務完了後の提出書類

- ・委託業務完了届
- ・業務報告書（業務実施結果及びその評価、分析等を記載すること。）

第6 契約条件

1 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。

2 支払条件

県は、委託業務完了後、業務委託料を支払うものとする。

3 関係書類等の管理・保存

受託者が本業務を行うに当たって作成し、又は受領した文書等は、岐阜県公文書規程（昭和44年訓令甲第1号）に準じて適正に管理・保存を行い、本業務終了時には、県の指示に従い保管し、又は県に引き渡すこと。また、当該文書等は、委託業務終了後5年間は受託者において保管すること。

4 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ県が承認した場合は、この限りでない。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 個人情報保護

受託者は、本業務において個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。）を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。

7 著作物の利用

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱うこととする。

8 守秘義務

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、及び自己の利益のために使用し、並びに本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本業務終了後においても同様とする。
- ・受託者の責めに帰すべき情報の漏えいが発生した場合は、そのことによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
- ・受託者の使用人が異動、退職等により本業務を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。
- ・本業務の再（再）委託先についても、受託者と同等の守秘義務を負う者とする。

9 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、若しくは事務所等に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をする場合がある。このことは、本業務終了後においても同様とし、このことにより受託者に発生する経費は、受託者の負担とする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

（１）妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

（２）不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

（１）受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は契約を解除することができるものとし、この場合において県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は、次期受託者が円滑に、かつ、支障なく本業務を実施できるよう引継ぎを行わなければならない。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害等の不可抗力その他の県及び受託者双方の責めに帰することができない事由に

より業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について両方で協議を行い、一定の期間内に協議が整わないときは、事前に書面で通知することにより、それぞれが契約を解除することができる。

12 その他

本仕様書に明示のない、又は業務上疑義の生じた事項については、両者協議の上、業務を実施するものとする。

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USB メモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

（情報資産の適切な管理）

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- （1）第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。
- （2）本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- （3）県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- （4）県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- （5）管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- （6）管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

（情報資産の利用及び提供の制限）

第9条 受託者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託）

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけると

ともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

（調査）

第11条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第12条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故等報告）

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（実施責任）

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

（納品物のセキュリティ）

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく受託者に連絡し、受託者からの指示によりユーザー及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

（体制報告書）

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

（実施報告書）

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよ

う努めなければならない。

- 2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報
を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判
読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したと
きは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、
責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければなら
ない。

（秘密の保持）

第 9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知
らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第 10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報が記
録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りで
ない。

（再委託の禁止）

- 第 11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託するこ
とをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようと
する場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾
を得なければならない。

- （1）再委託を行う業務の内容
- （2）再委託で取り扱う個人情報
- （3）再委託の期間
- （4）再委託が必要な理由
- （5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- （6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- （7）再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- （8）再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも
に、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個
人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方
法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の
求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。
ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

別記3

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 イラスト
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 県は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、県に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（CD-R）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。